

○座間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(平成7年5月30日告示第63号)

改正	平成8年7月5日告示第72号	平成9年5月27日告示第53号
	平成10年6月29日告示第59号	平成11年5月26日告示第63号
	平成12年6月30日告示第80号	平成13年11月16日告示第80号
	平成14年5月27日告示第58号	平成15年5月6日告示第49号
	平成16年5月11日告示第53号	平成17年5月9日告示第52号
	平成18年5月31日告示第77号	平成19年5月23日告示第43号
	平成20年5月22日告示第58号	平成21年5月25日告示第61号
	平成22年5月31日告示第108号	平成23年5月30日告示第62号
	平成24年5月24日告示第86号	平成25年5月30日告示第76号
	平成25年12月11日告示第142号	平成26年6月18日告示第77号
	平成26年9月10日告示第113号	平成27年6月15日告示第86号
	平成27年8月26日告示第105号	平成28年5月26日告示第67号
	一年一月一日告示第一号	

(趣旨)

第1条 この告示は、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、私立幼稚園の設置者が行う入園料及び保育料の減免事業に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、設置された私立幼稚園をいう。ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する施設型給付費の支給を受けるものは除く。
- (2) 設置者 私立幼稚園を設置している者をいう。
- (3) 保育料等 設置者が徴収する入園料及び保育料をいう。
- (4) 園児 私立幼稚園に在園し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者その他市長が必要と認める者をいう。
- (5) 保護者 前号の園児の保育料等の支払義務を負っている者で、かつ、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者その他市長が必要と認める者をいう。

(補助限度額)

第3条 保護者の義務に係る保育料等を減免した設置者に対し、別表に定める範囲内で補助金を交付する。

(交付の要望)

第3条の2 規則第5条第1項ただし書の規定により、補助金等交付要望書の提出を省略するものとする。

(交付申請書の添付書類)

第4条 規則第7条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育料等減免措置に関する調書(第1号様式。以下「調書」という。)
- (2) 徴収している保育料等の額を明らかにする書類
- (3) 在園証明書(第2号様式)
- (4) 別表の表中ひとり親世帯等に該当する場合は、保育料等追加減免措置に関する現況届(第2号様式の2)

2 第1項第1号の調書には、次に掲げるいずれかの書類を添付しなければならない。ただし、市長が課税状況等の確認をした場合は、この限りでない。

- (1) 市民税の課税証明書
- (2) 福祉事務所の長の証明書(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯)

(交付申請書の提出期日)

第5条 規則第7条第1項に規定する市長が定める期日は、1月15日とする。

(交付決定通知の添付書類)

第6条 規則第10条に規定する補助金等交付決定通知書には、補助金交付決定内訳明細書(第3号様式)を添付するものとする。

(補助金の請求時の添付書類)

第7条 規則第20条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出するときは、減免措置の方法に関する報告書(第4号様式)を添付するものとする。

(実績報告の添付書類等)

第8条 規則第18条第1項第2号に規定する市長が必要と認める書類は、実績報告内訳明細書(第5号様式)とする。

2 規則第18条第2項に規定する補助事業等の完了の日又は市の会計年度が終了した日の翌日から起算して30日以内とあるのは、減免事業完了後15日以内又は3月19日までのいずれか早い日に読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成8年7月5日告示第72号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の別表、第2号様式及び第4号様式の規定は、平成8年6月1日から適用する。

附 則（平成9年5月27日告示第53号）

この告示は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成10年6月29日告示第59号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の座間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成10年6月1日から適用する。

附 則（平成11年5月26日告示第63号）

この告示は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成12年6月30日告示第80号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の座間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成12年6月1日から適用する。

附 則（平成13年11月16日告示第80号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の座間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成13年6月1日から適用する。

附 則（平成14年5月27日告示第58号）

この告示は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成15年5月6日告示第49号）

この告示は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成16年5月11日告示第53号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月9日告示第52号）

この告示は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成18年5月31日告示第77号）

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成19年5月23日告示第43号）

この告示は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年5月22日告示第58号）

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成21年5月25日告示第61号）

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年5月31日告示第108号）

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成23年5月30日告示第62号）

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年5月24日告示第86号）

この告示は、平成24年6月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年5月30日告示第76号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の座間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年12月11日告示第142号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成25年12月1日から適用する。

附 則（平成26年6月18日告示第77号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の座間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年9月10日告示第113号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年6月15日告示第86号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の座間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年8月26日告示第105号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年5月26日告示第67号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の座間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月11日告示第88号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の座間市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

世帯区分		補助限度年額（以下「補助額」という。）			
		（円）			
		第1子	第2子	第3子以降	
A	生活保護世帯等	308,000	308,000	308,000	
B	Aを除く当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び市民税の所得割額が非課税となる世帯	ひとり親世帯等	308,000	308,000	308,000
	ひとり親世帯等以外	272,000	308,000	308,000	
C	A及びBを除く市民税の所得割額が、34,500円に次の金額の合計を加えた額以下の世帯	ひとり親世帯等	272,000	308,000	308,000
	(1) 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円 ただし、16歳未満の扶養親族が1人かつ16歳以上19歳未満の扶養親族が0人の世帯又は16歳未満の扶養親族が1人かつ16歳以上19歳未満の扶養親族が1人の世帯で市民税の所得割額が77,100円以下の世帯を含む。	ひとり親世帯等以外	139,200	223,000	308,000
D	AからCまでを除く市民税の所得割額が、171,600円に次の金額の合計を加えた額以下の世帯 (1) 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族		62,200	185,000	308,000

	の数×7,200円 ただし、16歳未満の扶養親族が1人かつ16歳以上19歳未満の扶養親族が0人の世帯、16歳未満の扶養親族が1人かつ16歳以上19歳未満の扶養親族が1人の世帯又は16歳未満の扶養親族が1人かつ16歳以上19歳未満の扶養親族が2人の世帯で市民税の所得割額が211,200円以下の世帯を含む。			
	AからDまでを除く市民税の所得割額が、237,900円に次の金額の合計を加えた額以下の世帯 (1) 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円 E ただし、16歳未満の扶養親族が1人かつ16歳以上19歳未満の扶養親族が0人の世帯、16歳未満の扶養親族が1人かつ16歳以上19歳未満の扶養親族が1人の世帯又は16歳未満の扶養親族が1人かつ16歳以上19歳未満の扶養親族が2人の世帯で市民税の所得割額が277,500円以下の世帯を含む。	15,000	154,000	308,000
	市民税の所得割額が、237,901円に次の金額の合計を加えた額以上の世帯 (1) 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円 F ただし、16歳未満の扶養親族が1人かつ16歳以上19歳未満の扶養親族が0人の世帯、16歳未満の扶養親族が1人かつ16歳以上19歳未満の扶養親族が1人の世帯又は16歳未満の扶養親族が1人かつ16歳以上19歳未満の扶養親族が2人の世帯で市民税の所得割額が277,501円以上の世帯を含む。	12,000	154,000	308,000
G	市民税額が決定されていない世帯	12,000	12,000	12,000

備考

- 1 年齢は、当該年度の前年の12月31日現在のものとする。
- 2 第1子とは、生計同一の小学校1年生から3年生までの兄又は姉がいない園児のうち最年長の園児をいう。
- 3 第2子とは、次の各号のいずれかに該当する園児をいう。
 - (1) 生計同一の小学校1年生から3年生までの兄又は姉が1人いる園児のうち最年長の園児

- (2) 生計同一の小学校1年生から3年生までの兄又は姉がいない園児のうち次年長の園児
- 4 第3子以降とは、次の各号のいずれかに該当する園児をいう。
- (1) 生計同一の小学校1年生から3年生までの兄又は姉が2人以上いる全ての園児
- (2) 生計同一の小学校1年生から3年生までの兄又は姉が1人いる園児のうち次年長の園児以降の園児
- (3) 生計同一の小学校1年生から3年生までの兄又は姉がいない園児のうち次年長の園児の次に年長の園児以降の園児
- 5 前3項の場合においては、Aの世帯からCの世帯までにあつては、生計同一の保護者が監護する未成年者又は前者を除く生計同一の保護者若しくはその配偶者の直系卑属を前3項における小学校1年生から3年生までの兄又は姉とみなす。
- 6 保育所、幼稚園、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）、特別支援学校幼稚部（学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部をいう。）若しくは児童心理治療施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童心理治療施設をいう。）に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を利用する就学前児童の兄又は姉を有する園児は、兄又は姉を園児とみなす。この場合において、当該兄又は姉は、補助金の支給対象としない。
- 7 生活保護世帯等とは、生活保護法による保護を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯をいう。
- 8 ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当する世帯とする。
- (1) 生活保護法に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27年厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）

- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
 - (7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当なもの（在宅の者に限る。）
 - (8) その他市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 9 市民税の所得割額とは、園児と同一世帯に属し、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主催者の場合に限る。）の所得割課税額の合計額とする。
- なお、保護者が単身赴任等の都合により、園児と別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としているとき及び常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われているときは、生計を一にしているとみなす。
- 10 扶養親族の数とは、生計同一の保護者又はその配偶者が当該年度の前年の12月31日現在に扶養する未成年者の親族の合計とする。
- 11 園児と同一世帯に属する者の市町村民税所得割額については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とする。

第1号様式（第4条関係）

保育料等減免措置に関する調書

[別紙参照]

第2号様式（第4条関係）

在園証明書

[別紙参照]

第2号様式の2（第4条関係）

保育料等追加減免措置に関する現況届

[別紙参照]

第3号様式（第6条関係）

補助金交付決定内訳明細書

[別紙参照]

第4号様式（第7条関係）

減免措置の方法に関する報告書

[別紙参照]

第5号様式（第8条関係）

実績報告内訳明細書

[別紙参照]